

副本

平成23年(ワ)第6049号 損害賠償請求事件

原告 塚本協子 外4名

被告 国

第1準備書面

平成23年10月5日

東京地方裁判所民事第24部合議B係 御中

被告指定代理人

平野朝子



平井直也



西尾昭彦



澤田勝弘



長好行



前畑聡子



岩館裕矢



佐野文規



大澤文公



中原英知



原孝文



被告は、本準備書面において、女子差別撤廃条約を根拠に国会議員の立法不作為が国賠法1条1項の適用上違法であるとする原告ら主張が失当であることを補充する。同条約は、立法不作為が国賠法1条1項上違法と評価されるための前提となる、夫婦別氏を選択できるという内容の婚姻制度を構築すべきことを国に対して要求できる権利を個々の国民に保障するものではないし、我が国の司法裁判所において直接に適用できる法規範でもない。

なお、略語は、新たに用いるもののほかは、答弁書の例による。

第1 女子差別撤廃条約16条1項(b)及び(g)は、原告らが主張するような具体的権利を保障した法規範ではないこと

1 はじめに

答弁書で主張したように、国会議員の立法行為又は立法不作為が国賠法1条1項の適用上違法であると評価を受ける場合の判断枠組み（平成17年大法院判決の判示）のうち、「立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合である」といえるためには、個々の国民に対し、特定の内容の法制度を構築すべきことを要求できる権利が憲法上保障されているという前提が必要である。これを原告らの主張する立法不作為に即していえば、婚姻に際して夫婦別氏を選択できるという内容の婚姻制度を構築すべきことを要求できる権利が、原告らに対して憲法上保障されているという前提が必要であるということになる（答弁書17, 18ページ）。

原告らも平成17年大法院の示した考え方を前提にした上で、権利は憲法上保障されている場合に限らず、条約上保障されている場合もまた同様である旨主張し（訴状42, 43ページ）、具体的には、女子差別撤廃条約16条1項(b)及び(g)が婚姻に際して別氏を選択できる権利を保障している旨主張する（訴状39ないし44ページ）。

しかしながら、以下に述べるとおり、そもそも、女子差別撤廃条約は、我が

国の国民個人々人に対し、国に対して特定の内容を持つ法制度を構築すべきことを要求できる権利を創設し保障するものでもないし、司法裁判所において直接適用できる自動執行力を有するものではない。また、原告らが援用する同条約16条1項(b)及び(g)も、原告らを始めとする我が国の国民個人々人に対し、婚姻に際して夫婦別氏を選択できるような特定の内容を持つ婚姻制度を構築すべきことを要求できる権利を認めたものではない。

以下、詳述する。

2 条約を含む国際法は直接個人の権利義務を規律するものではないこと

条約は、成立するとともに締約当事国間にその効力を生じ、締約当事国間にその条約の内容に従った法律関係を発生させる。締約当事国は、条約の規定に従い、他の当事国に対し、その権利を行使し得る関係に立ち、また義務を履行しなくてはならない立場におかれる（高野雄一・全訂新版国際法概論（下）57ページ）。

このような条約（を含む国際法）上の権利義務関係は、原則として、国家間の関係を規律するものであって、国家内の個人の権利義務を直接に規律するものではない。すなわち、仮に条約が締約当事国の国民の権利義務に関わるような国内的事項について言及している場合であっても、それは、国家が他の国家に対し、そのような権利を個人に認めるべきこと、あるいはそのような義務を個人に課すことを約しているにすぎないのであり、その国際法の権利義務関係は直接には国家対国家のものであって、そこに規定されているのは国家の国際法上の権利義務である（高野雄一・全訂新版国際法概論（上）41ページ）。

3 我が国の司法裁判所が直接適用できる条約は、自動執行力を有するものに限られること

上記2のとおり、国際法は、原則として国家間の関係を規律する法規範であり、直接に締約当事国内の個人々の権利義務を規律するものではないから、条約が、個人の利害や生活に関係する事項だけでなく、個人の権利又は義務に言

及している場合であっても、それだけでは、締約当事国国内の裁判所において、個人に権利が認められ、又は義務を課すことはできないのであって、そのような個別の権利義務関係が生ずるのは、直接には国内法によってであるのが通常である（前掲高野（上）40ページ）。すなわち、条約を含む国際法が国内の司法裁判所や行政機関によって適用・実施されるためには、それらを国内法によって補完・具体化するなど「国際法の国内的实施措置」を待たなければならないのが原則である。

もつとも、条約の中には、国内法による補完・具体化がなくとも、内容上そのままの形で国内法として直接に実施され、私人の法律関係について国内の裁判所及び行政機関の判断根拠として適用することができるもの（いわゆる「自動執行力のある」条約）がある（山本草二・国際法【新版】105ページ）。

条約を含む国際法の国内的实施の在り方に関しては、「条約当事国の（憲法的）規定に則して、ある国々においては国内関係にまで貫徹して自動執行的であり……、また他の国においては形式上国内法に作り替えることが求められ」とか（前掲高野（上）44ページ、同（下）63、64ページ）、「条約をどのように国内的に実施するかは、一般的に国内法の問題である」（島田征夫・国際法〔第四版〕31ページ）などとされており、基本的には締約当事国の国内法（通常は憲法）の問題であると解されている。この点、我が国においては、条約が自動執行的で、他に別段の国内法的な立法を要しない場合以外は、新規立法をしたり、当該条約の内容と矛盾する国内法令の改廃等の国内的实施措置を講じるのが原則であるとされている（谷内正太郎「第5節国際法規の国内的实施」・山本草二先生還暦記念国際法と国内法114、115ページ、岩沢雄司・条約の国内適用可能性42ページ、前掲島田32ページ）。

本件の原告らのように、我が国の裁判所において条約を直接適用・援用して同人らの個人的権利を根拠付け、その主張を正当化しようとする場合には、当該条約が自動執行力を有するものであることがそもそもの前提となるから、女

女子差別撤廃条約、具体的には同条約16条1項(b)及び(g)が自動執行力を有しなければ、原告らの主張はその前提を欠き失当であることとなる。

いかなる場合に条約の自動執行力が認められるかについては、「第一に『主観的要件』として、条約の作成・実施の過程の事情により、私人の権利義務を定め直接に国内裁判所で執行可能な内容のものにするという、締約国の意思が確認できること」、「第二に『客観的要件』として、私人の権利義務が明白、確定的、完全かつ詳細に定められていて、その内容を具体化する法令にまつまでもなく国内的に執行可能な条約規定であること」を考慮して、自動執行力の有無を認定せざるを得ないとか（前掲山本105、106ページ、前掲岩沢・297ないし314ページ）、内容が明確かつ具体的で国家の裁量の余地がない条約（規定）であることなど（杉原高嶺ほか著・現代国際法講義第4版250ページ、前掲島田32ページ、高橋和之「国際人権論の基本構造—憲法学の視点から—」国際人権17号54ページ）とされているところである。

4 女子差別撤廃条約に関する諸要素の検討

そこで、女子差別撤廃条約について、条約の作成・実施の過程の事情により、私人の権利義務を定め直接に国内裁判所で執行可能な内容のものにするという、締約国の意思が確認できるか否か、また、私人の権利義務が明白、確定的、完全かつ詳細に定められていて、その内容を具体化する法令をまつまでもなく国内的に執行可能な条約規定であるか否かについて順次検討すると、以下のとおりである。

- (1) 女子差別撤廃条約は、条約の実体規定（第2条から第16条）において、「締約国は……適切な措置をとる」等と規定しているから、締約国に対して女子差別を撤廃するという目的を達成するために適切な措置を執る義務を課している。また、同条約第18条が「締約国は……この条約の実施のためにとった……措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。」

旨規定していることから、女子差別撤廃条約は、締約当事国に対し、女子差別を撤廃するという目的を達成するために適当な国内的措置を執る義務を課すという内容の条約であることは明らかである。

以上から、我が国政府としても、女子差別撤廃条約の国内における実施について、国内法制の整備を通じて行うことを当然の前提としており、同条約を自動執行力のない条約と解釈しているところである。

(2) 我が国は、女子差別撤廃条約を、昭和55年7月17日、国連婦人の十年中間年世界会議における署名式において署名し、昭和60年6月24日の国会承認の議決を経て、同月25日に国連事務総長に批准書を寄託し、同年7月1日に条約7号として公布（同月25日に効力発生を迎えた。）したものであるが、以下のとおり、同条約の発効までの経過における国会答弁の内容を見ても、同条約の国内における実施については、国内法制の整備を通じて行うことを前提としていたことが認められ、この点からも、同条約が自動執行力のない条約として理解されていたことが認められる。

すなわち、昭和55年11月5日の衆議院法務委員会において、政府委員は、「わが国といたしましても、先ほど御指摘の婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約に最近署名いたしたわけでごさいます、これについて今後国内法制等諸条件の整備に努めるという方針を堅持しているわけでごさいます。」と答弁し（傍点は引用者。以下同じ。乙第8号証）、同月20日の参議院法務委員会においても、「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、これを本年7月にわが国も署名をいたしたわけでごさいます、その批准のために国内法制等諸条件の整備に努めるということが政府の態度でごさいます。」と答弁していた（乙第9号証）。

その後も、昭和60年6月6日の参議院外務委員会において、国務大臣は、「この条約（被告注：女子差別撤廃条約を指す。）は、あらゆる分野における女子に対する差別を撤廃し、男女の完全な平等を確保することを目的とし

た画期的なものであります。この条約を批准することは、我が国における男女平等を一層促進するとともに、この問題に関する我が国の積極的姿勢を外的に明らかにする上で極めて意義深いと思うわけであります。この国連婦人の十年につきましては、平等を三大目標の一つとして掲げまして、その実現のための施策をとる上でのガイドラインとなる世界行動計画の作成、女子差別撤廃条約の採択、国連婦人の十年後半期行動プログラムの作成を初めとしまして、各国等においてさまざまな分野における男女平等実現へ向けての諸活動の促進に大きく寄与したものと考えております。我が国におきましても、国連婦人の十年は、男女平等の促進のための大きなはずみとなり、法制の整備、婦人関係施策の充実等の成果をもたらしたものと考えております。」と述べ、また、政府委員も「外務省といたしましても、現在の状況のもとにおきましてこの条約を批准する要件が満たされたと思っております。必ずしも国連における討議におきましてその点が明確になったということではないと存じますけれども、この条約を締結するに際しまして具体的にどのような措置をとるべきかという判断は、第一義的には各締約国が判断すべきものと考えておりますので、我が国といたしましては現状で批准の要件が整ったというふうに判断している次第でございます。」とそれぞれ答弁している（乙第10号証）。さらに、同月18日の参議院外務委員会においても、政府委員は、「この条約は一種の政策方針のみを、指針を与えている条約ではございませんで、締約国に具体的な義務を課している次第でございます。それであるからこそ、我が国もこの条約の批准に際しまして、批准に先立ちまして国内法の整備を行った次第でございます。したがって、この条約の条文というのは具体的な義務を締約国に課しているわけでございますけれども、（後略）」と答弁している（乙第11号証）。

これら答弁からすれば、我が国の立法府や政府は、女子差別撤廃条約を自動執行力のない条約として理解していたことは明らかである。

(3) 次に、女子差別撤廃条約の各規定の内容をみても、私人の権利義務が明白、確定的、完全かつ詳細に定められているとか、その内容を具体化する法令をまつまでもなく国内的に執行可能な条約規定であるともいい難い。原告らの主張する女子差別撤廃条約16条1項をみても、原告らも引用するように（訴状40ページ）、柱書きにおいて「1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。」とし、「(b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利」、「(g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）」と規定するにとどまる。

一般にも、女子差別撤廃条約は、締約当事国に対し、ある事項について一定の水準若しくは内容の国内制度を設け又は維持することを義務付けるタイプの条約であると理解されており（柳井俊二「第四節国際法規の形成過程と国内法」・前掲国際法と国内法102ページ）、締約国の個々の国民の権利義務を規律する内容の条約であるとは考えられていない。

また、裁判例（大阪高裁平成21年7月16日判決・労働判例1001号77ページ）においても、原告らの主張する女子差別撤廃条約16条1項と同程度の明確性を有するにとどまる同条約11条1項やその(d)項について、「同条約も男女差別の点から国際社会のあるべきルールを宣言しているにとどまり、同一（価値）労働同一賃金の原則それ自体について、具体的な共通の規範を策定したものとはいえないから、同条約が同一（価値）労働同一賃金の原則という観点から見て自動執行力を有するものと解することはできない。」と判示されているところである。

5 小括

以上のとおり、女子差別撤廃条約については、締約当事国の意思という点からも、また条約の規定内容という点からも、自動執行力がある条約とは認めら

れないのであって、同条約16条1項(b)及び(g)の各規定が、締約国の国民個人に、婚姻に際して夫婦別氏を選択できる権利を保障している規定でもなければ、締約国に対し婚姻に際して夫婦別氏を選択できるような内容の婚姻制度を構築すべきことを要求できる権利を認めた規定でもないことは明らかである。

第2 結論

したがって、女子差別撤廃条約16条1項(b)及び(g)が婚姻に際して別氏を選択することができる権利を保障している旨の原告らの主張は、その前提を欠き失当であるから、同条約を根拠にして国賠法1条1項の適用上の違法をいう原告らの主張は理由がない。